

令和 7 年 6 月 1 2 日
健康福祉部障害福祉事業課
0 4 3 - 2 2 3 - 3 9 8 0

国庫補助金の受入れ漏れについて

この度、こども家庭庁の令和 5 年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（令和 5 年度補正予算分）に係る、「令和 5 年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」の国庫補助金について、受入れることができない状況が生じました。

このような事態を招き、県民の信頼を損なうこととなったことを深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

1 受入れ漏れ額

4, 5 6 6, 0 0 0 円

2 当該事業の概要

障害児支援分野における業務負担軽減や業務効率化の取組を推進するため、ICT 導入を行う事業者に対して助成（負担割合：国 1/2、県 1/4）するものです。

3 発生原因と経緯

本来、本県において、令和 7 年 3 月末までに国庫補助金の受入れ処理を行うべきところ、庁内での連携と確認が不足しており、当課では、別の課で既に受入れ処理が行われていると誤認をしたことが主原因と考えています。

（経緯）

令和 6 年 3 月 1 4 日 こども家庭庁から、交付決定の通知

8 月 6 日 こども家庭庁から、支出負担行為決議書の通知

※国庫補助金の受入れ処理が未実施

令和 7 年 3 月 3 1 日 県から事業者へ、補助金の支払い完了

5 月 2 日 決算事務の過程で、国庫補助金の受入れができていないことが判明

こども家庭庁へ、国庫補助金の支払いができないか相談

5 月 1 4 日 こども家庭庁から、支払いはできない旨の回答

4 再発防止策

- ・国庫補助金の受入れ処理について、複数の課が関係している場合は、取りまとめている課と関係課との間で想定される事務フローを作成し、連携を徹底することとします。なお、国庫補助金の受入れ処理は窓口となる取りまとめ課で行います。
- ・また、補助金事務の執行にあたっては、職員間のチェック体制の強化について課内職員に徹底を指示しました。
- ・今後は、これらの対策を基に確認を徹底するなど、再発防止に向け取り組んでまいります。